

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」
東京臨海部実証実験TFの設置について(案)

平成 31 年 2 月 1 日
令和 3 年 6 月 2 日(改定)
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

1. 趣旨

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたって設置される自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)における検討を円滑に進めることを目的に、サービス実装推進WGの下に東京臨海部実証実験TF(以下、「TF」という。)を設置する。

2. 検討事項

TFは、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ① 東京臨海部実証実験の企画・運営等に関すること
- ② 東京臨海部実証実験の推進にあたっての課題に関すること
- ③ 東京臨海部実証実験に係る施策との連携推進にあたっての課題に関すること
- ④ 実証する技術の標準化に関すること
- ⑤ その他、課題の推進に際し必要な事項

3. 構成及び運営

- (1) TFの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) TFの議長は、推進委員会によって決定された主査が務める。
- (3) TFは、議長が召集する。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、TFの構成員以外の者をTFに出席させることができる。
- (5) TFにおける調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (6) 上記のほか、TFの運営に必要な事項は、議長が内閣府及びNEDOと相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成31年2月1日から事業終了時まで。

5. 事務局

TFの事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)及びNEDOが務める。

東京臨海部実証実験TF運営規則

平成 31 年 2 月 1 日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(タスクフォースの運営)

第1条 東京臨海部実証実験タスクフォース(以下、「TF」と言う。)の議事の手続、その他TFの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 TFには主査を置く。

2 主査および構成員は、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、TFの事務を掌理する。

4 主査がTFに出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 TFに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることができる。

2 TFを欠席する構成員は、主査を通じて、当該TFに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 TFは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 TFは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 TFは、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(公開)

第5条 TFの会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により TFの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第6条 主査は、TFにおける議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、TFの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、TFに関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(了)